

公益性の観点からみた東京オリンピックのロゴ等の知財管理  
**オリンピック関連登録商標の  
 違法ライセンス問題の解決策**



会員 **柴 大介**

要 約

IOC ファミリーによるオリンピック関連登録商標の違法ライセンス問題は、パテント誌 2019 年 3 月号に掲載された筆者論文での指摘に端を発し、国会質疑及び新聞報道を経て公になり一定の社会的関心を生んだが、当の IOC ファミリーと知財関係者は本問題に真剣に向き合っているとはいえない。本論考は、IOC を商標法上の非営利公益団体として扱わないことで本問題が概ね解決できることを指摘しつつ、IOC ファミリーと知財関係者が叡智を結集して解決に動くことを促したい。

目次

- 〔はじめに〕
- I. 本問題の経緯
- II. 背景の整理
- III. 本問題の解決策
- 〔おわりに〕

〔はじめに〕

本論考で使用する用語について以下に説明する。

- (1) 国際オリンピック委員会は「IOC」、公益財団法人日本オリンピック委員会は「JOC」、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は「組織委員会」と略記し、IOC、JOC 及び組織委員会をまとめて「IOC ファミリー」ともいう。
- (2) 2020 年開催予定の「第 32 回東京オリンピック競技大会（2020/東京）」及び「東京 2020 パラリンピック競技大会」<sup>(1)</sup>をまとめて「2020 年東京大会」と略記し、「オリンピック競技大会」を「大会」ともいう。
- (3) 「開催都市契約」とは 2020 年東京大会の開催都市契約をいい引用部分は参考和訳に従う<sup>(2)</sup>。
- (4) 「オリンピック資産」はオリンピック憲章<sup>(3)</sup>（以下「憲章」）規則 7.4（以下「権利資産規則」）及び開催都市契約序文 C に定義された意味で使用するが、本論考では下記「オリンピック知財」とほぼ同じ意味である。
- (5) 「オリンピック知財」とは、大会ブランド保護基準<sup>(4)</sup>という「2020 年東京大会関連マーク（エンブレム、ロゴ、スローガン等）をはじめとするオリンピッ

クおよびパラリンピックの知的財産」をいう。

(6) 本論考「注」では「ホームページ」を「HP」と略記する。

(7) 第 198 回国会閣法 32（特許法等の一部を改正する法律案）に基づく商標法 31 条 1 項但書を削除した改正法を「改正法」又は「改正商標法」ともいう。

I. 本問題の経緯

(1) 論文・国会質疑・新聞報道・公開状

IOC ファミリーによるオリンピック関連登録商標の違法ライセンス問題<sup>(5)</sup>（以下「本問題」）は、筆者論文<sup>(6)</sup>での指摘に端を発し、以下の経緯で尋常でない速さで改正商標法成立を含め国会の場で公となり、一定の社会的関心を生んだ。

年	月	日	本問題関連事項	注
2013	1	7	2020年東京大会立候補ファイル(政府保証)提出	27
2015	9	17	商標審査基準WGで商標法4条1項6号を議論	35
2018	11	16	パテント誌が筆者論文の原稿受理	6
	12	27	第4回商標制度小委員会で商標法31条1項但書削除を了承	12
2019	3	1	改正法案(第198回国会閣法32)閣議決定	12
	3	10	筆者原稿掲載のパテント誌2019年3月号発行	6
	3	20	第198回国会参院法務委員会で小川議員が本問題を質疑	7
	3	28	東京新聞特報面で本問題に関する特集を掲載	8
	4	12	東京新聞第1面で登録商標「五輪」異議申立に関する記事を掲載	9
	4	14	東京新聞特報面で本問題と異議申立に関する記事を掲載	10
	4	21	筆者による本問題に関する「パット」IOC会長へのOpen Letterを公開	11
	4	16	改正法案が衆議院で全員一致で可決	12
	5	9	改正法案が参議院で全員一致で可決	12
	5	27	改正商標法が施行	12

(2) 社会的広がり

(2-1) 筆者は、IOC による『五輪』商標登録出願（以下「出願」）に当初から注目したが<sup>(13)</sup>、違法行為に関する本問題の方が社会的に重要と考えていた。しかし、社会的関心は、本問題よりも筆者による登録商標

『五輪』異議申立の方が遥かに高かった。

社会一般にとっては、登録商標のライセンスは当事者だけが関係し専門家が取り扱う縁遠い話題であるのに対して<sup>(14)</sup>、『五輪』は、長年に渡るメディア・文化活動を介して、まさに我国で公有のものとして化し、極めて身近な話題であったことを今さらながら再認識した。(2-2)本問題が、一定の社会的関心以上の大きな広がりになっていないのは、以下の理由によると考えられる。

(2-2-1)小川議員に続く国会質疑が一切なされないまま、改正商標法が各院全員一致で成立・施行され<sup>(14)</sup>、結果として、IOCファミリーによるライセンス活動は、施行後に権利化される商標法4条2項が適用された商標権については合法化された。

(2-2-2)東京新聞以外のマスメディアが本問題を一切報道しない<sup>(15)</sup>。

(2-2-3)筆者以外の商標制度の専門家(弁理士・弁護士・日本弁理士会・日本弁護士連合会・日本商標協会等)からの言及がないに等しい<sup>(16)</sup>。

### (3) 本論考の目的

本問題について、当事者であるIOCファミリーと上記関係者が真剣に向き合わない状況が続けば、現に違法が疑われる商品・サービスが我国で蔓延し、既に崩壊している我国の商標制度にさらに大きな癒しがたい傷が残るだろう。

筆者は、関係する商標法の枠組が極めてシンプルであり<sup>(17)</sup>、当初は関係者に悪意があったわけではなく<sup>(18)</sup>、2020年東京大会がかるうじて我国の国民に支持されていることに鑑みれば、知財制度を基礎とする知財コンサルティングの範囲で、本問題の解決策を提示できると考える。

本論考は、本問題の解決策を知財コンサルティングの観点から可能な限りテクニカルに論じ、当事者及び関係者が少しでも本問題に向き合うことを促したい。

## II. 背景の整理

### 1. 法的枠組

以下では、「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」を「非営利公益団体」、「公益に関する事業であつて営利を目的としないもの」を「非営利公益事業」、商標法4条2項が適用された登録商標を「4条2項登録商標」、4条2項登録商標に係る商標権を「4条2項商標権」と略記する。

(1) **登録優遇条項**：非営利公益団体又は非営利公益事業を表示する標章と同一・類似の商標は、非営利公益団体又は非営利公益事業者だけが商標登録を受け得る(商標法4条1項6号及び2項)。

(2) **譲渡禁止条項**：4条2項商標権は譲渡(=特定承継)できず、事業と共にしか移転(=一般承継)できない(商標法24条の2第2項及び3項)。

(3) **ライセンス禁止条項**：4条2項登録商標は専用使用権の設定及び通常使用権の許諾ができない(商標法30条1項但書及び旧商標法31条1項但書)。

(4) **刑罰**：譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項に反する契約は無効であり(民法90条)、無効の契約に基づいて4条2項登録商標を使用した者は、4条2項商標権を侵害することになり(商標法25条)、商標権侵害罪に問われることになる(商標法78条)。さらに、ライセンサーが悪意でした無効の契約のライセンサーから、ライセンス料を受け取る行為は詐欺罪(刑法246条)に問われ、ライセンサーとライセンシーの両者が違法ライセンスであることを知りながら双方の利益のために金銭授受をすればいわゆる組織犯罪処罰法に基づく共謀罪に問われ得る。

## 2. IOCファミリーの権利化戦略及びライセンス活動の法的位置付け

### (1) IOCファミリーの4条2項登録商標

多くのオリンピック関連登録商標は、以下の理由から4条2項登録商標である：

(1-1) IOCファミリーのいずれかの団体が出願した査定審決時に著名であった商標である；

(1-2) 商標審査基準改訂第12版によれば、IOCファミリーのいずれの団体も非営利公益団体で、IOCが行うオリンピック競技大会は非営利公益事業である。

### (2) オリンピック関連商標の権利化戦略

IOCファミリーは、4条2項登録商標の指定商品・役務の全45区分を指定し、各区分に夥しい数の商品・役務を記載している場合が多く<sup>(19)</sup>、我国の産業分野のほぼ全てを4条2項登録商標の範囲とする権利化戦略を採用している。

即ち、IOCファミリーの多くの4条2項登録商標を、我国の多くの産業分野で、商標権者であるIOCファミリー以外の何人も使用できないようにして、アンブッシュ・マーケティング<sup>(28)</sup>対策を万全にしようとしている。

**(3) IOC ファミリーの4条2項登録商標の無効疑惑**

(3-1) 2020年東京大会に関するIOCファミリーの4条2項登録商標は、商標法4条1項6号によれば、非営利公益事業者たるIOCが行う非営利公益事業「オリンピック競技大会」(又は(ピクトグラムのような)大会の部分)を表示する商標なので、IOCだけしか商標権者になれないはずであるが、実際には、組織委員会が登録時点で商標権者である4条2項登録商標が多くある。

(3-2) IOCは大会運営を東京都・JOCに委任し、東京都・JOCはさらに組織委員会を共同設立して大会の実施を代行させているので(開催都市契約1条)、組織委員会は大会を行う者(主催者)ではなく、単なるエージェンシーに過ぎない。

従って、組織委員会が商標権者である多くの4条2項登録商標は商標法4条2項が適用されず、商標法4条1項6号に該当して無効である蓋然性が高い<sup>(29)</sup>(商標法46条1項1号)。

**(4) 譲渡禁止条項違反**

IOCとJOC・組織委員会は委任・エージェンシーの関係にあり、一般承継の関係がなく、組織委員会はIOCファミリー内での商標権の移転を公言し<sup>(30)(39)</sup>、実際に商標権者の変更もされているので<sup>(19)</sup>、組織委員会は多くの移転された4条2項商標権に対してライセンス権原を有しない筈である。

**(5) 違法ライセンス問題**

(5-1) IOCファミリーは4条2項登録商標をスポンサー企業・東京都等(以下「スポンサー企業等」)にライセンスして、スポンサー企業からは4000億円に迫る協賛金をライセンス料として受けていることをホームページ・報道等で公表しており、譲渡禁止条項違反に加えてライセンス禁止条項違反の蓋然性が極めて高いライセンス活動を長期間公然と行ってきた<sup>(20)</sup>。

(5-2) 本問題は、ライセンス契約の内容に基づかなくとも、スポンサー企業等がIOCファミリーの4条2項登録商標を公然と使用している事実<sup>(21)</sup>に基づき違法性を以下のように論理的に考えることができる。

ライセンス禁止条項によれば、4条2項登録商標の使用者は、我国には商標権者以外には存在しない筈であるから、商標権者以外の当該使用者は、違法ライセンスの下で使用しているか、無断使用しているかのどちらかであり、スポンサー企業等が世界的又は我国の代表的企業若しくは我国の首都庁であることに鑑みれ

ば、後者であることは考えられないからである。

(5-3) 本問題からサブライセンス違反疑惑も派生している可能性がある。

(5-3-1) 大会エンブレムは組織委員会から東京都に使用許諾され、その使用許諾に基づき東京都が各区市町村に使用許諾しており<sup>(22)</sup>、東京都は大会エンブレムを各区市町村にサブライセンスしているように見える(実際、大会エンブレムが描かれた新宿区の広報誌が定期的に新宿区民たる筆者に届いている)。

(5-3-2) 改正法施行前から、オリンピックシンボルを車体に付した多くのタクシーが走行している。オリンピックシンボルは、IOCが直接ライセンス契約したワールドワイドパートナーだけしか使用できない登録商標だから<sup>(23)(24)</sup>、当該ワールドワイドパートナーは当該タクシー会社にオリンピックシンボルをサブライセンスしているようにみえる。

(5-3-3) 適法な通常使用権者であっても、その通常使用権について他人に通常使用権を許諾(サブライセンス)することができないので、上記サブライセンスは商標法上違法であり、サブライセンシーを商標権侵害罪の状態に置いてしまう。

**3. 関係者との合意**

東京新聞は組織委員会に商標法違反の指摘に対して問い合わせ<sup>(8)</sup>、その後、組織委員会から「オリンピック・パラリンピックに関する商標を、関係当事者との合意などに基づいて適切に活用している」との回答を得た<sup>(10)</sup>。

パテント誌の読者は、ライセンス禁止条項に違反するライセンス契約が「関係者との合意」に基づいて適切(合法的)に活用などできる筈がないことは十分にご承知と思うが、組織委員会はそうは考えないのである。

組織委員会が説明する「関係者との合意」が一体何を意味するかを検討しておく。

**(1) 政府保証**

最も基本的な「関係者との合意」として、日本国政府によるIOCに対する政府保証が挙げられる。オリンピック開催立候補都市は、IOCからの種々要請に従うことを約した政府保証を含む立候補ファイル<sup>(25)</sup>の提出が義務付けられている。大阪市が森政権時の2008年夏季大会、東京都が麻生政権時の2016年及び野田政権時の2020年夏季大会招致の際に政府保証を提出している。関係する政府保証としては以下の4つ

が挙げられる（どの招致時も同様であるが、2020年東京大会招致時の政府保証<sup>(26)(27)</sup>について説明する）。

**(1-1) 憲章を遵守する旨の誓約書（内閣官房（内閣総理大臣））**

内閣総理大臣は、権利資産規則（憲章規則7.4）に記載されるIOCのライセンスビジネス「オリンピック資産に関するすべての権利、また、その使用についてのすべての権利は、…独占的にIOCに帰属する。IOCはそのような権利の全体または一部について、…ライセンス使用権を与える」ことを2020年東京大会でできることを保証したことになる。

**(1-2) オリンピック・マーク等の法的保護・不正競争防止（経済産業省）**

立候補ファイルで、東京都は当該事項が我国の既存の知的財産制度で十分に保証されていると説明する（4条2項登録商標が排他的に登録され、関連法で差止請求権が担保されている限りにおいて正しい）。

**(1-3) 国内・国外における義務との抵触性**

立候補ファイル4.5では、IOCの要請「貴国を拘束する国内的…な義務（例：国内法…の規則及び要求事項）のうち、…立候補都市、NOC及び大会組織委員会の義務…と抵触するものによっていかなる影響を受けるか明らかにしてください」に対して、東京都は「日本の国内法…に基づく義務は…オリンピック憲章及び開催都市契約に基づく立候補都市、NOC及び大会組織委員会の義務と抵触することはない。したがって、開催都市契約及びオリンピック憲章の条項は、遵守される」と明確に回答しており、政府はこれを保証したことになる。

**(1-4) アンブッシュ・マーケティング対策**

立候補ファイル7.3.1では、IOCの要請「アンブッシュ・マーケティングの効果的削減と制裁…に必要な法規制…ができる限り早く、かつ2018年1月1日までに成立することを確約する政府の…保証書を提出してください」に対して、東京都は当該事項が我国の既存の知的財産制度で十分に保証されていると説明する（2018年1月1日までに特段の対応をしなかった安倍政権が当該事項の最終保証者となる）。

**(2) 商品化権**

**(2-1)** 小川議員による国会質疑で、十時内閣官房内閣審議官が「内閣官房…は…著作権法あるいは民法に基づいて適切に契約を行っているということで…特段の問題はないものと…考えている」という、商標法違

反行為が、何故著作権法・民法の契約によって問題にならないことになるか全く理解できない答弁をしている<sup>(7)</sup>。この答弁の内容は、以下の組織委員会のマーケティング戦略に対応すると考えられる。

**(2-2)** 組織委員会は「東京2020マーケティングでは、日本オリンピック委員会（JOC）のマーケティング資産（ロゴや呼称等）の使用権を東京2020に移管し、2020年東京大会の権利と共に販売します」と説明し、主な権利内容として、呼称の使用権；マーク類の使用権；商品／サービスのサプライ権；大会関連グッズ等のプレミアム利用権；大会会場におけるプロモーション；関連素材（映像・写真等）の使用権を挙げている<sup>(31)</sup>。

**(2-3)** 「使用」「使用権」は商標法で定義された法律用語であるが、サプライ権、プレミアム利用権、プロモーション、関連素材の使用権まで包含しておらず、「使用権を販売」という言い方もしない（ちなみに著作権法では「使用」ではなく「利用」が使われる）。

知的財産制度の観点からは理解し難い政府答弁の「適切に契約」や組織委員会の「使用権を販売」の説明は、いわゆる「商品化権」に基づきマーケティング資産の「使用権」を「適切に契約」していることを意味すると考えれば理解し易い。

**(2-4)** 「商品化権」とはもともとキャラクターを活用したマーケティングに対して概念され、「商品の販売やサービスの提供の促進のためにキャラクターを媒体として利用する権利」<sup>(31)</sup>と定義され、その後、「キャラクター」がスポーツイベント等における様々なイメージ要素を包含するように概念拡張されてきた。

**(2-5)** オリンピック資産のうち、視覚的要素（キャラクター・映像・写真等）及び記号的要素（マーク・ロゴ等）は、著作権法・商標法・意匠法・不競法等の知的財産権に関連して保護されると理解できるが、実在的要素（商品・サービス・グッズ等）は民法（名称や肖像の権利を侵害する不法行為に関する規定）と関連して保護されうることになる<sup>(31)</sup>。

一方、IOCファミリーは、サプライ権、プレミアム権、プロモーションのような実定法に根拠を有しない、契約の当事者間でしか通用しない権利概念の下で、これらのイメージ要素の使用・譲渡等の権利関係を主張している。しかし、当該権利概念を商標権等の当事者間の合意ではで律しきれない実定法概念と区別しないまま運用するため<sup>(32)</sup>、登録商標のライセンスの法的根拠を問われると「著作権法・民法に基づく」

「関係者の合意に基づく」等の第三者には理解し難い説明をせざるをえないということになる。

(2-6) 筆者は、アンブッシュ・マーケティング対策について、我国の知的財産権を根拠に正当性が肯定できる場合と他の根拠によると考えられ正当性がよく理解できない場合があると指摘してきたが<sup>(33)</sup>、後者の「他の根拠」が「商品化権」であると考えれば理解し易く、組織委員会による契約当事者間でしか通用しない「商品化権」に基づき第三者に対する差止警告の正当性がよく理解できないのは当然であるということになる。

### (3) 有識者会議

(3-1) 本問題は、改訂商標審査基準と改正商標法に関する有識者会議において、客観的に討議しうる機会が複数回あった。

商標法4条1項6号の商標審査基準の改訂（改訂第12版）が、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会（以下「商標制度小委員会」）の第11・12回（平成27年7月9日・9月17日）商標審査基準ワーキンググループ（以下「商標審査基準WG」）で、

旧商標法31条1項柱書を削除する改正法案が第4回（平成30年12月27日）商標制度小委員会で集中的に議論されたのである。

(3-2) 商標法4条1項6号の登録要件と、譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項は、商標法4条2項を介して直結しているため、商標法4条1項6号と譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項とを常に関係づけて議論する必要があることは、商標制度の専門家を代表する有識者であれば<sup>(34)</sup>当然に考慮すべきことである。どちらの有識者会議も、そのような考慮はなく、進行する公益毀損そのものである4条2項登録商標の違法ライセンス問題に一切触れることなく、公益保護をベースに議論するという異常な討議だったのである。

具体的には、第11・12回商標審査基準WGでは、オリンピック関連出願を商標法4条2項に該当して円滑に登録できるように商標審査基準を改定し<sup>(35)</sup>、第4回商標制度小委員会では、結果的にIOCファミリーのライセンス活動を一部合法化しうる改正法案について「五輪は念頭にない」<sup>(9)</sup>状態で、本問題に一切触れることなく、有識者によって合意・了承された<sup>(36)</sup>。

(3-3) 本問題を一切語ることをしなかった上記有識者が合意した方向性が、本問題においてIOCファミリーを身動きできない状況に至らしめた大きな原因の

一つであることに鑑みれば、上記有識者の責任は極めて重大である。

## Ⅲ. 本問題の解決策

### 1. 知財戦略と知財コンサルティング

企業が競合他社の知財戦略に抑え込まれると、事業が立ち行かなくなり、事業解散、最悪の場合は企業倒産に至ることも珍しくない。知財戦略を1歩間違えると大きな代償を負いかねず、その恐ろしさは経験しないとわからないので厄介である。

しかし、一方で、たとえ絶望的な状況に陥ったとしても、その企業が問題に向き合って、知的財産制度の本質に沿った対策を進めることで、問題の解決策を見出すことも珍しくない。

筆者は、企業勤務の頃に、競合他社の強力な知財戦略に抑え込まれた苦境を、自社の知財戦略を練り直して脱出した経験をきっかけに弁理士資格をとってこの道に入った<sup>(37)</sup>。

筆者は、それ以来、同様の苦境に陥った顧客をサポートしているが、顧客が問題に向き合って、知的財産制度の本質に沿った対策を進めることが、顧客の被害を最小限に抑え、問題を効率よく解決できる最良の解決策であることを今でも確信している<sup>(38)</sup>。

当事者であるIOCファミリーが本問題から逃げずに向き合えば、本問題も必ず解決策を見出すことができる筈である。

幸いなことに、IOCファミリーのライセンス活動は透明性が高く、ほとんどの情報がネット経由で入手でき、筆者がIOCファミリーと直接面談しなくても、一定の知財コンサルティングが可能である。

### 2. 本問題の原因の分析

#### (1) 権利化戦略の致命的ミス

IOCファミリーは、我国の商標制度を利用して、自己の商標を4条2項登録商標として幅広い産業分野を指定して権利化する戦略を採用した結果、ライセンス禁止条項の下で、幅広い産業分野でライセンス活動が違法となる状況を自ら招いたといえる。

IOCファミリーは、弁護士・弁理士を多数抱える我国有数の大事務所を法律顧問・出願代理人として抱えており、さらに組織委員会の法務部長は弁護士であり<sup>(39)</sup>、権利化戦略に対して適切なアドバイスを受けられた筈であるが、このような権利化戦略を採用した

ことは致命的であり不幸なことであった。

## (2) 関係者との合意への過度の依存

IOC ファミリーは、取引の当事者間の合意だけで通用する権利関係で全ての経済行為が許容されると考えているようである。

IOC ファミリーがオリンピック資産についてライセンスビジネスを推進しようとするれば、オリンピック資産が利益を生むシステムの中核に知的財産制度が組み込まれている以上、知的財産制度に沿った合法性を担保しなければならないことは当然である。

実際、同じ非営利公益団体である大学法人・NPO 法人は、特許庁及び関係する弁理士・弁護士の指導・協力の下で、4条2項登録商標にならないような権利化戦略を採用して譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項を回避したライセンス活動を慎重に進めている<sup>(40)(41)</sup>。

IOC ファミリーは、ライセンス活動の合法性を担保するために、大学法人・NPO 法人と組んで譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項の撤廃を政府に陳情する（善良な市民の常識的活動であり非営利公益団体に相応しい）活動をもっと早くからしていれば良かったともいえる（前述した商標審査基準の改訂が自己の利益と相反しないかについて独自の見解をもち、有識者会議に IOC ファミリーの見解を堂々と反映させる努力もすべきであったろう）。

## (3) 知財管理能力の欠如

(3-1) IOC ファミリーの最高責任者たる IOC は、2020 年東京大会におけるオリンピック資産の活用（権利化・ライセンス）実務については、開催都市契約（41～43 条）の下で、組織委員会に全てお任せ状態であると考えられる<sup>(42)</sup>（開催都市契約 41～43 条）。

(3-2) しかし、組織委員会は、自らのライセンス活動を譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項で縛ってしまうような商標の権利化戦略を採用し、その結果、（好意的にみれば）知らないで違法性が疑われるライセンス活動を行い、その違法性を問われると、「組織委員会の方からは、…現行法に沿って適切に契約されているという報告を受けている」（前出（7）の十時内閣官房内閣審議官の答弁）

「関係当事者との合意などに基づいて適切に活用している」（前出（10）の東京新聞の取材に対する組織委員会の回答）等の法律顧問・法務部長がチェックしているとは思えない無防備な回答を公に発信し続けている。

(3-3) さらに、4条2項登録商標の違法ライセンス問

題の当事者である IOC ファミリーが、スポンサー企業等の利益を守るために、4条2項商標権に基づきアンブッシュ・マーケティング対策を行うこと自体、端から見ればナンセンスと言うしかない<sup>(43)</sup>。

(3-4) 即ち、IOC ファミリーは、4条2項登録商標のライセンス活動を含む知財管理について、責任の主体が曖昧で、知財戦略の合法性を担保しようとする意志が薄弱であり、ガバナンス・コンプライアンスの観点から知財管理能力が欠如していると言わざるを得ない<sup>(44)</sup>。

## (4) 政府保証のミスリード

しかしながら、権利資産規則（憲章規則 7.4）を含む憲章を遵守し、オリンピック資産の保護は既存国内法で万全になされているとの政府保証を IOC が受けていることに鑑みれば、IOC が我国で安心して 4条2項商標権を組織委員会に譲渡し、4条2項登録商標のライセンス活動ができるだろうと期待することは無理からぬことである。従って、これらが商標法で禁じられていることを知った IOC が、政府保証の不履行であると政府に迫ることは不当ではなく、その結果、IOC が 2020 年東京大会を中止し（開催都市契約 66 条 iv）、政府に巨額の損害賠償請求をしても政府は文句を言える立場にないといえる。

本問題に関連した法的側面につき安易に政府保証した政府には重大な責任がある。

## (5) 商標審査基準のミスリード

商標審査基準（改訂第 12 版）は、IOC を非営利公益団体であると認定し続けているが、その認定は当の IOC にとって良いことだったのか、について論じる。

### (5-1) 商標法 4 条 1 項 6 号が想定する非営利公益団体<sup>(45)</sup>

1960 年に制定された商標法 4 条 1 項 6 号が予定する非営利公益団体（以下「4 条 1 項 6 号非営利公益団体」）は、山のように存在する小規模又は単一営業目的の政府・公共事業系公益法人であり、近年の世界規模のライセンスビジネスをする IOC のような団体は想定しておらず、前出（9）の政府答弁で改正商標法は「五輪は念頭にない」としたことから、今でも小規模な大学・NPO 法人等が主に想定されていると考えざるをえない。

IOC は、1980 年代から世界規模で商業主義（営利目的）としかみえないライセンスビジネスを展開しており<sup>(46)</sup>、4 条 1 項 6 号非営利公益法人でないだけでなく、今や社会通念上も、IOC が純然たる非営利公益団体であり、600 万円を超えるチケットを販売する<sup>(47)</sup>

オリンピック競技大会が純然たる非営利公益事業であるというには無理がある。

商標審査基準が4条1項6号非営利公益法人から乖離した活動をするIOCを4条1項6号非営利公益団体と認定し続けているために、IOCファミリーは、ライセンス禁止条項を回避する権利化戦略を立てることが出来なくなっているともいえる。

### (5-2) 知財管理能力と譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項の意義

4条2項登録商標に対して何故譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項があるのかは、4条1項6号非営利公益法人の知財管理能力と密接に関係していると考えられる。

(5-2-1) 4条1項6号非営利公益団体は営利目的の商業的活動をしない筈なので、4条2項登録商標は、商業的な商品・サービスに関する信用ではなく、公益活動に対する社会的な信用が厚く蓄積して権威や国際信義の源になっている。従って、4条2項登録商標をみだりに営利目的事業に使われると、蓄積した厚い信用が毀損され取り返しがつかなくなるおそれがある。

(5-2-2) 一方、知的財産権を他人にライセンスするというのは、言うは易いが実際には結構な管理コストを要する。ライセンス料の適正な支払を管理するため、商標権者はライセンシーの事業状況を正確に把握しなければならず、ライセンシーによる違法な営利活動や会計が発覚しただけで4条2項登録商標に蓄積された信用は大きく毀損される。

4条1項6号非営利公益団体は民間営利企業のように相応のコストをかけた知財管理など到底覚束ないため、例えば、大学・NPO法人は、特許庁の指導を受けながら、ライセンス禁止条項に抵触しないように、いろいろな工夫をしているのである<sup>(48)</sup>。

(5-3) かかる実状を踏まえ、商標法は知財管理能力の乏しい4条1項6号非営利公益団体の社会的信用が毀損されないように譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項を設ける一方で、4条1項6号非営利公益法人にだけ4条2項商標権を付与する登録優遇条項を設けたといえる。

(5-4) 本問題では、IOCファミリーの知財管理能力は、譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項をよく理解して苦勞する大学・NPO法人に比べて驚くほど低いと言わざるをえず、知財管理能力の乏しい4条1項6号非営利公益団体が違法ライセンスを平然と行うこと

を未然に防ぐという商標法の譲渡禁止条項及びライセンス禁止条項の趣旨がかえって鮮明になったといえる。

### (6) 法律不遡及の原則の壁

改正商標法は、施行前の旧法下で権利化された商標権に遡及適用されないと考えられる。

刑事法改正の効果は、憲法39条により絶対的に遡及しない。

民事法改正の効果は、裁判実務と法学研究の蓄積により、手続法改正では原則遡及し、実体法改正では原則遡及しないとされ、例えば、手続法改正で遡及しない場合は「…はなお従前の例による」、実体法改正で遡及する場合は「…についても本法を適用する」等の経過規定が置かれるとされる<sup>(49)</sup>。

改正商標法は、通常使用権の許諾に関するライセンス禁止条項(商標法30条1項但書)を削除する実体法改正に基づいており、経過規定は、手続部分である商標法68条の28第1項の一部について「なお従前の例による」とされている以外は置かれていない。

従って、改正商標法は、施行前に設定された商標権及びその派生的権利には遡及適用されず、施行前の違法ライセンスとその派生效果が解消しないため、施行前に主要なオリンピック関連商標が登録されていることに鑑みれば、ライセンス禁止条項を一部削除する法改正をしても、本問題は実質的に何も解決しないということになる。

## 3. 本問題の直接的解決策

### (1) 商標権侵害を指摘された場合になすべきこと

本問題がこれ以上拡大しないようにするために、商標権侵害を指摘された者が通常行うように、IOCファミリーは、スポンサー企業等が4条2項商標権侵害の状態になる原因となるライセンス活動を即刻停止すべきである。

### (2) 三方一両損

これだけの大規模な違法ライセンス問題を引き起こしたからには、当事者を含む関係者が全くの無傷のまま本問題を解決することなどありえず、最小限のダメージになるように関係者が努力して三方一両損になれば良いくらいに考えるべきである。

そこで、IOCファミリー、スポンサー企業等、特許庁を想定して、商標権侵害罪状態にあるスポンサー企業等を救済するために以下の解決策を検討した。

### (3) ワールドワイドパートナーの救済

(3-1) IOCは直接契約するワールドワイドパートナーに、最上位のオリンピック資産であるオリンピックシンボルを世界中で使用できるようにしている。オリンピックシンボルのブランド価値を棄損させずに、ワールドワイドパートナーの我国での商標権侵害罪状態を救済することを検討する。

(3-2) まず、特許庁に一両損してもらい、商標審査基準を改訂して「IOCは4条1項6号非営利公益団体ではなく、オリンピック競技大会は4条1項6号非営利公益事業ではない」とし、一定の過去まで遡及して適用するのである。

商標審査基準は特許庁の運用指針にすぎず法的拘束力はないので、上記改訂により、IOCが当初から出願人であった登録商標は、法改正前において登録優遇条項及びライセンス禁止条項が適用されず、IOCファミリーのライセンス活動は合法だったことになる。

以下を考慮すれば、この救済策で、少なくともIOCが当初から出願人であったオリンピックシンボルを含む登録商標とワールドワイドパートナーは特段の問題なく救済できる。

(3-2-1) IOCが当初から出願人であった登録商標は、審査において商標法4条2項が適用されたか否かの記録はなく、他の拒絶理由通知は解消して登録査定されているので、過去の審査経過に影響がない。

(3-2-2) IOCが当初から出願人であった商標は国際的に著名であるから、仮に第三者が出願したとしても、商標法4条1項10号等が適用され登録査定されることはなかった。

(3-2-3) IOCが4条1項6号非営利公益団体ではなく、オリンピック競技大会が4条1項6号非営利公益事業ではないことは近年の状況を追認したにすぎず、IOCを含め関係者及び社会一般には何の不利益もない。

(3-2-4) IOCは、自らをスイス連邦評議会が承認した非営利団体であり（憲章規則15）、「非営利活動に限りオリンピック・シンボル…を使用することができる」（憲章規則3.2）とするが、上記改訂はあくまで商標法4条1項6号との関係に留まり、IOCのいう「非営利団体」性と「非営利活動」性を否定したわけではない。

### (4) ローカルパートナーの救済

(4-1) JOC又は組織委員会が当初から出願人であった登録商標は、JOC及び組織委員会が法上認定され

た非営利公益団体であることから、これらを4条1項6号非営利公益法人ではないと認定しなおすことができないので、JOC又は組織委員会がライセンス契約する国内スポンサー企業であるローカルパートナーの商標権侵害罪は別の方法で救済するしかない。

(4-2) そこで、IOCファミリーに一両損させて、JOC又は組織委員会が当初から出願人であった4条2項登録商標は無効審判により遡及的に消滅させて、商標法4条2項が適用されないようにIOCの登録商標にして<sup>(50)</sup>、例えば、IOCが専用使用権を設定したJOC又は組織委員会にローカルパートナーとのライセンス契約をし直させればよい。

(4-3) ここで、スポンサー企業に一両損してもらい、無効審判はスポンサー企業の負担ですればよい<sup>(50)</sup>。

## 4. IOCファミリーの知財管理体制の再構築

### (1) 独立した知財管理部門の設置

現状、組織委員会がオリンピック資産のマーケティング営業と知財管理をしているが<sup>(4)</sup>、開催都市決定後に組織され大会終了後に解散してしまうようなガバナンスとコンプライアンスが十分といえない組織は、知財管理に対する責任感に乏しくノウハウが蓄積しない（要は知財管理能力が欠如している）と考えてよい。

そこで、組織委員会にはオリンピック資産の（アンブッシュ・マーケティング対策を含む）商品化権に基づくマーケティング営業だけを担当させ、例えば、恒常的な別法人としてIOC直属の知財センターを設立して知財管理を担当させるべきだ。

知財センターは、オリンピック知財の権利化戦略と、商品化権・ライセンス契約・アンブッシュ・マーケティング対策の法的サポートに責任をもたせノウハウを蓄積させるべきだろう<sup>(51)</sup>。

### (2) 権利化戦略の再構築

(2-1) IOCが4条1項6号非営利公益団体ではなく、オリンピック競技大会が4条1項6号非営利公益事業ではなければ、IOCファミリーの商標は、当初は必ずIOC自身が出願して商標法4条2項の適用を回避するという権利化戦略を採用することになろう。

(2-2) IOCの出願商標は、審査の査定審決時には国際的に著名であるから、商標法4条1項6号に頼らなくとも第三者による出願は拒絶査定される筈であり、仮に、第三者に抜け駆け的に出願されても、既に特許庁ではそのような出願に対処する体制はできていると

考えられる<sup>(52)</sup>。

(2-3) なお、IOCの出願商標の指定商品・役務は、現実的なライセンスの範囲を考慮して適正な数に絞り込むか、使用しない商品・役務については防護標章制度を利用して商標制度本来の趣旨に沿った知財管理をするべきだろう<sup>(33)</sup>。

### (3) 知財管理の再構築

(3-1) 専用使用権に基づくライセンス契約を活用して、IOCファミリー内の安易な商標権の移転をせず、ライセンシーがサブライセンスし易くすることを考えるべきだ。

(3-2) 他人の経済活動に対して差止警告するには、知的財産権上の正当権限が必要であり、正当権限に基づき差止警告することは、誰も反対しないのであるから堂々としたらよいのである。

IOCファミリーは、当初より正当権原があるのか疑われており、違法ライセンスを継続する今となつては何の説得力もない「アンブッシュ・マーケティング対策」を大上段に構えて、オリンピック競技大会を楽しもうとする人々に水を差して反感を買う必要などなかろう（例えば、組織委員会が主催する東京大会盛上企画「東京2020応援プログラム」において、参加希望の非営利団体（自治会、町内会等、商店街、NPO等）にアンブッシュ・マーケティングの監視義務を代行させるような契約など論外である（それほどアンブッシュ・マーケティングを監視したいなら、組織委員会の自己責任で行うべきだろう）<sup>(53)</sup>）。

### [おわりに]

論文公表・国会質疑・新聞報道の下で、本問題について一定の社会的関心が喚起されている一方で、当事者たるIOCファミリー・多くの政治家・多くのメディア・多くの知財関係者は思考停止の中で沈黙したまま、本問題は平成／令和の二つの時代を跨いで2020年東京大会に向けて継続している。

筆者にはこの光景は、伝え聞く、大勢として思考停止してしまい我国の主要都市が爆撃によって焼け野原になるまで戦争を止めなかった戦前の我国の状況と酷似するように思えるのである。

IOCファミリー及びメディア・知財関係者は、我国の本来精緻で有用な知財制度を活用して、たとえ絶望的な状況であっても、思考停止せずに、本問題に向き合って解決に向けて努力することを強く奨める次第

である。

### (注)

- (1) 組織委員会 HP (<https://tokyo2020.org/jp/games/plan/>)
- (2) 組織委員会 HP (英文: <https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/data/hostcitycontract-EN.pdf> / 参考和訳: <https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/data/hostcitycontract-JP.pdf>)
- (3) 憲章2017年版 (<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2017.pdf>)
- (4) 大会ブランド保護基準 (<https://tokyo2020.org/jp/copyright/data/brand-protection-JP.pdf>)
- (5) 推定無罪原則の下では「違法ライセンス疑惑」とすべきだが、違法ライセンス疑惑の指摘は一切否定されておらず、違法の蓋然性が極めて高いので、本論考では「違法ライセンス問題」と表現する。
- (6) 柴大介「公益性の観点からみた東京オリンピックのロゴ等の知財管理（オリンピック知財のライセンス活動の商標上の位置づけ）」『パテント』72巻3月号114-125頁（2019）
- (7) 第198回国会参議院法務委員会会議録第4号6-8頁 (<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/198/0003/19803200003004.pdf>)
- (8) 2019年3月28日付東京新聞「こちら特報部」 (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/tokuho/list/CK2019032802000180.html>)
- (9) 2019年4月12日付東京新聞第1面 (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201904/CK2019041202000159.html>)
- (10) 2019年4月14日付東京新聞「こちら特報部」
- (11) 2019年4月21日付 Open Letter ([https://drive.google.com/file/d/1-b762Myg4849WtZ1tm4fDfy\\_G5fuvVr6/view?usp=sharing](https://drive.google.com/file/d/1-b762Myg4849WtZ1tm4fDfy_G5fuvVr6/view?usp=sharing))
- (12) 改正法案は、2018年12月27日突然開催された第4回商標制度小委員会、2019年3月1日閣議決定、第198回国会で、2019年4月16日衆議院で可決、2019年5月9日参議院で可決、2019年5月27日施行（議案審議経過情報 (<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb-gian.nsf/html/gian/keika/1DCBB6E.htm>))。
- (13) 2018年7月5日付北海道新聞「IOC「五輪」を商標出願」
- (14) 改正法案の審議に関係する（社会一般の人とはいえない）国会議員が、専門家が取り扱うものと（社会一般の人と同様に）認識して本問題に向き合おうとしていないように見えるが、法治を必須の柱とする民主主義の下での国会議員の認識とは到底思えず、筆者には理解し難い。
- (15) 東京新聞以外の我国の主要大手新聞社は、スポンサー企業として本問題の当事者であるのだから、むしろ自己を取材対象にするくらいのジャーナリストとしての矜持をもつべきと考える。
- (16) 自らが抱えて立つ商標制度が崩壊している現状に対して、傍観者ではありえないのではないか。
- (17) 煎じ詰めれば、商標法4条2項及び旧商標法31条1項但書だけで本問題の法的側面は説明し尽くせる。

- (18)当初から悪意で違法行為をしたとなれば看過し難い犯罪であるが、関係者の社会的ステータスを考慮すれば、そこまでの悪意はないと筆者は好意的に考えている。
- (19)柴大介ブログ「東京オリンピック関連の出願・登録商標一覧(2018年5月)」(<http://patent-japan-article.sblo.jp/article/183219267.html>)
- (20)国会質疑では、「JOC等による大会エンブレム等の使用許諾は商標法31条1項但書に反し違法ではないか」との小川議員の質問に対して、白須賀内閣府大臣政務官と十時官房内閣審議官は違法性を否定できず、米村特許庁総務部長は違法性を認めたと解される(前出(7))。米村氏の発言は、特許庁による改正法施行後の表明「本改正により、…公益著名商標…に係る商標権について、通常使用権の許諾が可能となります。」(裏を返せば、改正法施行前の公益著名商標に係る商標権について通常使用権は許諾できなかった(許諾すればそれは違法である)ことの表明である)と矛盾しない特許庁の一貫した見解であるといえる(特許庁HP「[https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/koeki\\_chomei.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/koeki_chomei.html)」)。
- (21)商標法改正前から、大会エンブレムを付したタクシーの走行、スポンサー企業のオリンピック関連CMの放映、マスコットキャラクター付郵便はがきの販売、大会エンブレムが描かれた東京都の広報誌配布等が公然となされ、これらに関する記事が掲載された新聞が各地の公立図書館に保管されている。
- (22)東京都オリンピック・パラリンピック等推進対策特別委員会2018年5月25日資料「大会エンブレム使用申請の流れについて」(<https://www.2020games.metro.tokyo.jp/ae952c27a35a80f44be88936bb80e062.pdf>)
- (23)2016年8月10日付msn(マイクロソフトニュース)
- (24)JPNTAXI(ジャパントクシー)のオリンピックラッピングについて(<https://minkara.carview.co.jp/userid/1680537/blog/41066704/>, <https://cdn.snsimg.carview.co.jp/minkara/userstorage/000/042/046/549/cda949e316.jpg?ct=5d6a5f3b0558>)
- (25)組織委員会HP「大会計画」(<https://tokyo2020.org/jp/games/plan/>)
- (26)東京都「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致活動報告書」50-51頁(<https://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaijyunbi/torikumi/syochi/pdf/syochihokokusyoall.pdf>)
- (27)立候補ファイル4.1~4.5(<https://tokyo2020.org/jp/games/plan/data/candidate-section-4-JP.pdf>)及び7.3(<https://tokyo2020.org/jp/games/plan/data/candidate-section-7-JP.pdf>)に対応する。
- (28)「オリンピックの公式スポンサーではないが、公式スポンサーのような印象を消費者に与えるマーケティング」(青木博通「オリンピックと商標」パテント71巻1号30頁(2018))と言われるIOCが独自基準で認定するマーケティングをいい、公式スポンサー企業の利益を守るために、当該マーケティングの実施者に対して4条2項商標権を行使することが対策の中核とされる(前出(4))。
- (29)例えば、外国営利企業によるブランド商品販売事業を示す商標について、我国のエージェンシーが我国で商標権者になることは可能であるが、外国非営利企業による非営利公益事業を示す商標について、我国のエージェンシーが商標権者になることを禁じているのが商標法4条1項6号及び2項である。オリンピック競技大会はあくまでIOCの行う事業であって、単に委任されているだけのJOCの行う事業でもない。実際、登録商標「オリンピック」(商標登録第3275674号)は、当初JOCが出願したが、商標法4条1項6号違反が通知されたため、JOCがIOCに出願を譲渡してIOCが商標権者となっている。仮に、JOC又は組織委員会がオリンピック競技大会を行う者としてオリンピック競技大会を示す商標の商標権者になったのだとすれば、商標権をIOCに事業ごと一般承継するしかないが(商標法24条の2第3項)、開催都市契約はそのような承継は前提としていない。
- (30)組織委員会HP「スポンサーシップについて」(<https://tokyo2020.org/jp/organising-committee/marketing/sponsorship/>)
- (31)牛木理一「商品化権と知的財産権の関係—抱える課題と対策—」知財管理2008年4月号(<http://www.u-pat.com/body1-31.pdf>)
- (32)「当事者間でだけ通用する権利関係」が、当事者間で律しきれない法律関係を含まないように十分に留意して合意すべきだと言っているのである。
- (33)柴大介「公益性の観点からみた東京オリンピックのロゴ等の知財管理」パテント69巻6月号61-73頁(2016)
- (34)商標法4条1項6号が集中的に論議された第11・12回商標審査基準WGと第4回商標制度小委員会の有識者委員には2人の委員(弁理士と弁護士)が重複して所属しており、東京地裁判事及び我国の知的財産法の権威といわれる学者も含まれ、本問題を十分に語る見識を有する筈の第4回商標制度小委員会が、現に商標制度が崩壊している最中で「五輪は念頭にない」ということだったのであれば、我国の知的財産制度を支える専門家への信頼は決定的に失われよう。
- (35)商標法4条1項6号の商標審査基準は、改訂第11版までわずか3行だったのが、改訂第12版では2頁以上となり、以下の取扱いが補強された結果、IOCファミリーの出願商標は「非営利公益性」「類否判断」等の登録要件を満たすことが商標審査基準上明白となり審査の円滑化が促進された。
- ①非営利公益団体としてJOC、IOC等が、非営利公益事業としてオリンピック等が例示された。
- ②「表示する標章」に「正式名称のみならず、略称、俗称、シンボルマークその他需要者に国等を想起させる表示」を含め、「IOC」「JOC」「オリンピック」「OLYMPIC」、その俗称としての「『五輪』の文字」、そのシンボルマークとしての「五輪を表した図形(オリンピックシンボル)」を例示した。
- (36)第4回商標制度小委員会議事録([https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo\\_shoi/document/index/t\\_mark\\_gijiroku04new.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/index/t_mark_gijiroku04new.pdf))

- (37) 柴大介「小説「男たちの特許戦争」より製法特許と製剤特許をめぐる特許攻防 25 年史」パテント 65 巻 6 月号 52-73 頁 (2012)
- (38) 第三者格付け委員会の久保利英明弁護士も、第三者委員会が介入して立ち直らせた企業の実例を紹介して全く同様の趣旨のお話をされている (<https://www.youtube.com/watch?v=15eUZg1HR0w>)
- (39) 「東京 2020 組織委員会インタビュー」パテント 71 巻 1 月号 18, 21-22 頁 (2018)
- (40) 宮川元「特許庁特技懇誌」285 号 (<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/285/285kiko2.pdf>)
- (41) 富岡英次「早稲田大学知的財産法制研究所 [RCLIP]」 (<https://rclip.jp/2018/01/25/201802column/>)
- (42) 実際、IOC は、前出 (12) での出願に対する北海道新聞の取材に対して、「東京五輪・パラリンピック組織委員会に問い合わせたい」と回答し、前出 (9) でも登録商標の異議申立に対する東京新聞のコメント要請に対して回答していない。
- (43) アンブッシュ・マーケティング対策が IOC の当然の権利であることを前提にする論文等が今だ散見されるが (例えば、足立勝「周知・著名商標に対するアンブッシュ・マーケティング」別冊パテント第 21 号 2019 年 3 月 31 日)、論考の説得力が問われよう。
- (44) 第三者委員会報告書格付け委員会「公益財団法人日本オリンピック委員会調査チームが 2016 年 8 月 31 日付けで公表した「調査報告書」2017 年 2 月 20 日 (<http://www.rating-tpcr.net/wp-content/uploads/d3b65dee2e78e039e15f2f032ad7b826.pdf>): JOC 調査チームの問題の取組みに対して最低ランクの評価がされている。
- (45) ここでの考察に基づく解決策は、前出 (8) で友利昂氏が指摘した「営利と公益性」の矛盾をテクニカルに解決する試みでもある。
- (46) 小川勝「オリンピックと商業主義」198 頁 (集英社新書)
- (47) FNN PRIME ([https://www.fnn.jp/posts/00422079CX/201908080111\\_CX\\_CX](https://www.fnn.jp/posts/00422079CX/201908080111_CX_CX))
- (48) 前出 (7) の米村特許庁総務部長の答弁。
- (49) 齋藤健一郎「遡及立法における経過規定の解釈問題」商学討究 232~234, 268 頁 (2017)
- 特許庁も、職務発明制度改正前の対価請求権について「特許権及びその派生的権利は、財産権として憲法 29 条の保障の下にあり、財産権の制度的保障の内容には…遡及禁止が含まれると解される。…特許制度は産業の振興を目的とする人為的制度であり、その目的を達成するために具体的な制度内容の変更にも政策的な柔軟性があると最大限理解するとしても、現行の判例が特許制度の政策目的に明確に反しているとはまでは言えず、既に発生した対価請求権を制限する理由として十分なものとなりうるかは疑問がある」との見解を提示している (平成 15 年 6 月 3 日の第 9 回特許制度小委員会配布資料 4「特許法第 35 条を仮に改正する場合の遡及効について」 ([https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyokoukouzou/shousai/tokkyo\\_shoi/seisakubukai-09-shiryuu.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyokoukouzou/shousai/tokkyo_shoi/seisakubukai-09-shiryuu.html)))。改正商標法が遡及適用されなければならないほど、旧商標法 31 条 1 項柱書が商標制度の政策目的に明確に反しているとは言えないだろう。
- (50) 特許庁はこの無効審判と IOC の再出願を最優先で処理してくれるだろう。
- (51) 知財センターが恒常的組織であれば、例えば、招致が期待される数年後の札幌オリンピックで機能させたり、大会がない間は JOC の知財センターとして機能させたりすることも可能だろう。
- (52) 特許庁 HP「自らの商標を他人に商標登録出願されている皆様へ (ご注意)」 ([https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/tanin\\_shutsugan.html](https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/tanin_shutsugan.html))。早期審査制度を組み合わせれば、登録までに大きな遅延が生ずることはあるまい。
- (53) 組織委員会 HP ([https://participation.tokyo2020.jp/jp/data/matsuri2018\\_pledge.pdf](https://participation.tokyo2020.jp/jp/data/matsuri2018_pledge.pdf))

(原稿受領 2019.5.7)